

大規模土木構造物の建設等に係る行為の届出に関する取扱要綱を廃止する要綱

大規模土木構造物の建設等に係る行為の届出に関する取扱要綱（平成 19 年 3 月 30 日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、大阪市都市景観条例の一部を改正する条例（平成 29 年大阪市条例第 49 号）による改正前の大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号）第 15 条第 1 項の規定による届出を行った者については、この要綱による廃止前の大規模土木構造物の建設等に係る行為の届出に関する取扱要綱第 5 条の規定は、なおその効力を有する。